

令和 6 年度 大通公園のあり方検討業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）2 月 13 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

電話 011-211-2533

2 公募型競争に付する事項

(1) 業務名 令和 6 年度 大通公園のあり方検討業務

(2) 業務内容

ア 大通公園等の樹木その他の地物調査

イ オープンハウスの企画及び開催支援

ウ 大通公園のあり方策定支援

エ あり方検討会等に係る資料作成

オ 打合せ

詳細は企画競争提案説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで

3 参加資格

参加者は次の要件を全て満たす者に限る。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されていること。

(6) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、コンサルタント登録状況が「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。

(7) 国又は地方公共団体が発注した都市基幹公園及びそれに類する規模の公園・緑地に

関する基本構想・基本計画等の策定業務を元請として履行した実績（平成 26 年度以降に履行完了したものに限る。）を有すること。

#### 4 手続き等

##### (1) 提案説明書の交付

令和 6 年 2 月 13 日（火）から、札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札のページ（<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>）にて公開する。

##### (2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 郵送又は持参とする。

イ 提出期間 令和 6 年 2 月 13 日（火）から令和 6 年 3 月 6 日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分まで。）  
なお、郵送の場合は令和 6 年 3 月 6 日（水）必着とする。

#### 5 選定方法

##### (1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を企画競争実施委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

##### (2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

#### 6 その他

##### (1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

##### (2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

##### (3) 提出された企画提案書等は返却しない。

##### (4) 企画提案書等の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

##### (5) 本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているかを確認するので、契約締結の前に「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。

##### (6) 詳細は提案説明書による。